

2015年1月23日
第6回慶應宇宙法シンポジウム

国内宇宙法： フランス宇宙活動法

アルメル・ケレスト教授

西ブリタニー大学

国際海洋・空域・宇宙・通信法研究所

はじめに

国内法の目的

- 宇宙条約第VI条に規定する「許可及び継続的監督」義務の履行
- 民間企業が宇宙活動を行い、「打上げ国」として国に(賠償)義務が生じる場合の危険負担分配

はじめに(2)

国内法の起草

さまざまな目的が存在

たとえば

- 国の宇宙機関の設置(整備)
- 宇宙活動の許可および監督

各国の個別の事情を考慮に入れる必要がある。

はじめに(3) (発表の構成)

第1部 許認可プロセス ご講演20分 質疑応答10分

第2部 損害賠償問題 ご講演20分 質疑応答約10分

第1部

第1部 許認可プロセス
ご講演20分 質疑応答10分

第1部(1)

—宇宙条約第VI条: 「自国の活動」に対する責任

—宇宙条約第VII条および損害責任条約:
打上げ国の賠償責任

第1部(2)

一宇宙空間における「自国民」の活動

一宇宙条約第VII条

(打上げ国の4類型)

- * 宇宙物体を打上げる国
- * 宇宙物体の打ち上げを行わせる (procures the launching) 国
- * 自国の領域から宇宙物体が打ち上げられるときその領域国
- * 自国の施設が宇宙物体の打上げに使用される国 (当該施設が自国領域内にあるか領域外にあるかを問わない。)

第1部(3) 「自国民」の定義

—フランス宇宙活動法に規定する「自国民」

フランス国籍をもつすべての者

本社がフランスに登録されているすべての法人

—米国法における「自国民」 拡張された定義

(1) 米国市民とは次の者をいう。

(A) 米国市民である個人

(B) 米国法及び州法に基づき組織され又は存在する団体

(C) (運輸長官が定義する) 支配的利益 (Controlling interest) を (A) 又は (B) に掲げる個人又は団体が保持する場合には、外国法に基づき組織され又は存在する団体。

第1部(4)

フランス法上の手続 許認可

それぞれの活動に付与される許可(authorisation)

オペレータの資格としての許可(ライセンス)(licence)

第1部(5)

監督機関 大臣

助言者としてのCNES(フランス宇宙研究センター)(=フランスの宇宙機関)の重要な役割

監督の種類

行政的監督

財政上の監督

技術についての監督

第1部(6)

宇宙条約第VI条にいう「継続的監督」
許可条件として課される義務の履行を監督する。

フランス法第9条（デクレ（*日本の政令に当たる） 第15条）
許可は撤回又は停止することができる。

撤回/停止をなしうる場合

- 虚偽申請の場合
- 国家安全保障又は国際法上の義務を害する場合
- 許可付与の根拠となった条件が満たされなくなった場合

第1部(7)

宇宙物体管理の移転

フランス活動法第3条（デクレ 第13条、14条）

許可が要求されるのは

- フランス法に基づく許可を付与された宇宙物体の管理が移転する場合
- 外国の宇宙物体であるため、フランス法に基づく許可が付与されていない宇宙物体の管理がフランス市民に移転される場合

第2部

損害賠償問題

第2部

- 宇宙活動に起因する損害についての国内法と賠償の問題
 - 国内法の主要な目的の1つは、国が損害責任条約に規定されている「打上げ国」となった場合に賠償責任の先負を負うリスクを防止すること
 - フランス法や米国法も含め、国内法を利用して宇宙空間における活動、とりわけ「打ち上げ」を支援することがある。

第2部(1)

宇宙物体や宇宙活動に起因する 損害についての総論

第2部(1)①

事故が生じた場合はどうなるか。

- 一 損倍責任条約の規定から逃れるすべはない。
- 一 国内裁判所と国内法を利用する可能性はある。
(法廷(地)漁り(フォーラム・ショッピング))

第2部(1)②

損害責任条約を用いる場合の長所と短所

長所(+)

- 期間と金額の双方において無限責任
- 支払い能力のある国が相手(多額の賠償金を事故が生じたときに支払う能力)
- 地上に損害が生じた場合に「絶対責任」
- 連帯責任(「最良の打上げ国」を選択する可能性)

短所(-)

- 国家間手続なので政治的問題となるリスクがある
- 被害者は(国の)手続にほとんどあるいはまったく影響力を行使できない。
- (被害者の)国籍国は自国民の支援ができないかあるいは不十分な支援しか行い得ないかもしれない。

第2部(1)③ 国内裁判所での裁判の長所と短所

長所(+)

- 被害者が直接のそして唯一の受益者となる。
- 補償額がより重要である可能性(国内裁判所の方が高額な賠償額が判示される可能性もある)
- 政治の影響力がまったくないか最小にとどまる。

短所(一)

- 損害責任条約が適用されない。
- 賠償額の制限が附される可能性
- 関係するオペレータに賠償が課されるリスク
- 国内裁判所の判決の認可状を得ることは困難である。

第2部(1)④ 導入部の結論

損害責任条約における打上げ国の責任 (liability) は被害者にとって最も満足のゆく解決をもたらすものではない。

被害者は、むしろ、国内裁判所への訴訟提起を選択するであろう。

損害責任条約は、オペレータに対する通常の裁判ができない(なされない)場合の「セーフティネット」といいうるであろう。

第2部(2)

国内法と損害責任 フランス法の場合

一危険負担分配

一国民の活動の支援

第2部(2)①

危険負担の分配

— 「打上げ国」と国が責任を有し(responsible)/損害賠償責任を有する(liable)私人との間のリスク配分

打上げ国同士の危険負担の分配は、他の打上げ国(およびその国民)に打ち上げ許可を付与した場合や(宇宙物体の)所有の移転の場合に考慮される可能性がある。

第2部(2)②

- －保険手配または財政的能力(証明)の義務
- －活動のオペレータについての道づけ (打ち上げ事業者への責任集中) (「ボルトメーカー問題」)
- －活動に参加する企業間の賠償責任放棄の有効化

第2部(2)③

- 賠償額の償還

「打上げ国」の私人の活動のために、「打上げ国」が賠償の支払いをしなけりばならなかつた場合、通常、「打上げ国」は当該オペレータに償還(弁済)を要求する。

第2部(2)④

自国民の活動支援 方法

- 「打上げ国」への償還額に上限を付することによって
- 上記上限額以上(の損害額)につき国が保証をすることによって

第2部(2)⑤

自国民の活動支援

限度額以上(の損害額)につき国が保証をすることによる支援
(フランス、米国ともにこの方法を取る)

上限は被害者がどのような手続を選択しようとも適用される。

第2部(2)⑥

米国商業宇宙打ち上げ法

- 保険手配または財政的能力(を証明する)義務
- 上限を超えた額は国が支払う。

フランス宇宙活動法

- 保険手配または財政的能力(を証明する)義務
- 上限額は60Mユーロ
- 上限を超えた額は国が支払う。

第2部(2)⑦

限度額と国家保証の条項が有する実際上の帰結の重要性

(オペレータの負う賠償の)限度額と(それを超えた損害への)保証は、被害者の判断により損害責任条約が用いられたときだけでなく、被害者が国内裁判所(外国の裁判所を含む)に訴えを提起した場合でも適用されるという点である。

第2部(2)⑧

米国の商業宇宙打ち上げ法の限界

- 重過失または故意の場合の(限度額と国家保証の)除外
- 1988年の金銭価格で(インフレ対応あり)国家保証は15億ドルまで
- 補償期間は36カ月(打ち上げ段階のみ)
- 米国議会の決定が必要

第2部(2)⑨

フランス法の限界

—故意の場合に(限度額と国家の保証は)不適用

—2段階の国家保証

打ち上げ段階 地上損害と軌道上の損害の両者への国家保証

軌道段階 地上損害のみに国家保証

第2部(2)⑩

フランス法 運用段階終了後の賠償(スペースデブリ)

フランス議会で草案を検討段階でスペースデブリによる損害賠償に関するオペレータの状況が改善された。

許可付与後、フランス政府はオペレータの賠償責任を引き受ける。

第13条「故意による場合を除き、第1号及び第2号に規定される賠償責任は、許可またはライセンスに定められた義務のすべてが履行されたとき又はその義務が履行されるべき日から1年後のいずれか早い時期に停止する。この時期以降生じた損害については、国が事業者に代わって行う。」

結論

- 国内法は国の政策に従ったものでなければならない。
 - 国の抱える問題は必ずしも同一ではない。
 - 打ち上げ能力を有する国は、納税者の金銭を保護しなければならないだけでなく、納税者の活動を支援しなければならない。
- 第三者損害のリスクに対する実効性のある限度額のメカニズムを構築することが、潜在的被害者の権利・利益を制限することなしに上記2つの目的を果たす有効な方法のように思われる。